

## 開発許可関係 手数料一覧

区 分		開発行為許可申請手数料			開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料 (法第43条)
		(法第29条)			
		(1)自己居住用	(2)自己業務用	(3)非自己用	
開発区域の面積	0.1 ha 未満	8,600 円	13,000 円	86,000 円	6,900 円
	0.1 ha 以上 0.3 ha 未満	22,000 円	30,000 円	130,000 円	18,000 円
	0.3 ha 以上 0.6 ha 未満	43,000 円	65,000 円	190,000 円	39,000 円
	0.6 ha 以上 1.0 ha 未満	86,000 円	120,000 円	260,000 円	69,000 円
	1.0 ha 以上 3.0 ha 未満	130,000 円	200,000 円	390,000 円	97,000 円
	3.0 ha 以上 6.0 ha 未満	170,000 円	270,000 円	510,000 円	
	6.0 ha 以上 10.0 ha 未満	220,000 円	340,000 円	660,000 円	
	10.0 ha 以上	300,000 円	480,000 円	870,000 円	
開発行為変更許可申請手数料 (法第35条の2)		下記(イ)(ロ)(ハ)の合計額			/
(イ)設計の変更		上記の1/10			
(ロ)区域編入		上記の額			
(ハ)その他の変更		10,000 円			
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料 (法第45条)		(1)自己居住用 又は 1ha未満の自己業務用 1,700円	(2)1ha以上の 自己業務用 2,700円	(3)その他 17,000円	(許可の取り直し)
市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請手数料		46,000 円			
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料		26,000 円			
開発登録簿の写しの交付申請手数料		470 円/枚			